

基本水量制の廃止（案）について

基本水量制とは、水道事業の黎明期に「公衆衛生の向上、生活環境の改善」という観点から、基本料金に一定の水量を付与し、すべての使用者に対して最低限の生活用水を平等に確保するとともに、料金の低減化を図るために導入されたものである。

近年、核家族化や一人世帯の増加及び、節水機器の普及等により、基本水量に満たない使用者が増加しており、基本水量制に不公平感を抱く懸念がある。

（公社）日本水道協会の「水道料金算定要領」では、「基本水量を付与する料金は、料金の激変を招かないよう漸進的に解消するものとし、経過的に存置することはやむを得ない」としている。

このような中、全国的には基本水量を付す事業者は減少傾向にあり、県内でも、すでに基本水量を廃止済みか、今後の見直しを検討している事業者が、20を超えている。

こうしたことから今回の料金改定案のB案・C案については、現行の口径13mmに設定のある、20m³の基本水量を廃止としている。